

	代理人費用(US\$) ()内ウォン	ワイス・フィー(US\$) ()内ウォン (各区分ごとに)	合計(US\$) ()内ウォン
優先権証明書類の後日追完提出	90 (90,000)	なし	90 (90,000)
委任状の後日追完提出	90 (90,000)	4 (4,000)	94 (94,000)
意見書(補正書)提出	500 ~1,000 (500,000~1,000,000)	4 (4,000) (ケースバイケース)	504 ~1,004 (504,000~1,004,000)
その他の書類提出	100 (100,000)	なし	100 (100,000)
期間延長	100 (100,000)	(1次)20 (00,000) (2次)30 (30,000) (3次)60 (60,000) (4次)120 (120,000)	120 (120,000) 130 (130,000) 160 (160,000) 220 (220,000)
表示変更	出願中 登録後		
	180 (180,000) 270 (270,000)	なし	180 (180,000) 270 (270,000)
権利の変更・取消・抹消登録	350 (350,000)	5 (5,000)	355 (355,000)
優先審査申請	350 (350,000)	160 (160,000) (各区分ごとに)	510 (510,000)
異議申立	2,000~ (2,000,000~)	50 (50,000) (各区分ごとに)	2,050~ (2,050,000~)
異議答弁	2,000~ (2,000,000~)	なし	2,000~ (2,000,000~)
審判請求	5,000~ (5,000,000~)	240.00 (各区分ごとに)	5,240~ (5,240,000)
審判答弁	5,000~ (5,000,000~)	なし	5,000~ (5,000,000~)
異議・審判の意見書提出	460~ (460,000~)	なし	460~ (460,000~)
拒絶不服審判	5,000~ (5,000,000~)	240 (各区分ごとに)	5,240~ (5,240,000~)
補正却下不服審判	5,000~ (5,000,000~)	200.00	5,200~ (5,200,000~)
審決取消訴訟(特許法院)	10,000~ (10,000,000~)	446.50 (446,500)	10,446.50~ (10,446,500~)
上告(大法院)	10,000~(10,000,000~)	849.00 (849,000)	10,849.00~ (10,849,000~)

(2) 農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録

農水産物品質管理法における地理的表示登録については、インタビューでは地方自治体等の機関が地域の産品振興等のために登録申請作業を代行する例等が多いとして、代理人費用の目安は特段示されなかった。

2.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

農水産物品質管理法においては、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院が事後管理（行政保護や定期調査）を委任されているのに比べると、商標法に基づく地理的団体商標/証明商標については、特段事後管理について法律上の規定はない。ただし、韓国では特許庁産業財産調査課の下に特別司法警察が設置されており、商標権侵害等に対する刑事的処罰の実行を担うことができる（次頁表では行政保護として記載）。現地での法律事務所等への聞き取りによれば、民事訴訟に比べて、解決に要する時間が短く

なる傾向があるため、韓国では特許庁傘下の特別司法警察及び一般警察における刑事的措置の利用が検討されるケースが比較的多い。

表 13 韓国の地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
商標法	・ 同一・類似の商標を同一・類似商品に使用 ・ 商標の偽造 など	特許庁 産業財産調査課 特別司法警察	・ 商標法・不正競争防止法に基づく商標権侵害者・著名商標模倣者に対する刑事処罰	法院・警察	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償 ・ 刑事処罰
農水産 物品質 管理法	・ 当該地理的表示権の無い者*が同一・類似の品目の製品・包装等 に使用 ・ 地理的表示の偽造 など	国立農産物品質 管理院/国立水 産物品質管理院 及びその支部	・ 違反行為に対する是正命令 や表示停止 ・ 市販品の定期調査	法院	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償
不正競争 防止 法	・ 真正な原産地表示以外の別の地理的表示を使用する行為 ・ 「種類」、「類型」、「様式」又は「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為 など	特許庁 地方自治体の長	・ 当該行為の中止又は廃棄等の行政指導	法院	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償

注) *団体の構成員でなくても、地理的表示の基準を満たしていれば地理的表示権がある。

なお地理的表示団体商標/証明商標を含む商標権全般の侵害に対して、上表に示す他にも、警告等の相対での措置や、税関でも国境措置等様々な対抗手段がある。詳しくは以下の資料を参照のこと。

JETRO 2019 年 3 月『模倣対策マニュアル 韓国編』

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf

2.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 商標法

侵害行為の定義

商標法では、以下の行為が、地理的表示団体商標権を侵害したものとみなされる（第 108 条第 2 項）。

- ① 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標(同音異義語地理的表示は除く。以下この項で同じ)をその指定商品と同一・類似した商品に使用する行為
- ② 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用するか使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為
- ③ 他人の地理的表示登録団体商標を偽造または模造するか、偽造または模造させる目的でその用具を

製作・交付・販売または所持する行為

- ④ 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標が表示された指定商品と同一であると認められる商品を譲渡または引渡するために所持する行為

行政上の救済手段

商標法に基づく地理的団体商標/証明商標については、特段事後管理について法律上の規定はない。ただし、特許庁産業財産調査課の下に特別司法警察が設置されており、商標権侵害等に対する刑事的処罰（7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金等）の実行を担うことができる。以下の通報センターまたは産業調査課に対し、不正競争行為等に関する申告を提出する。

特許庁 偽造商品及び不正競争行為通報センター
 担当電話番号：042-481-5190 042-481-8527
 ウェブサイト：<http://www.patent.go.kr:7078>

また、現地での聞き取りによれば、特別司法警察は比較的活発に商標に係る自主的な不正取締りを行っているものの、主にはブランド品の模造や消費者の安全に関わる問題に注力しており、地理的団体商標/証明商標については重点的な取締り対象とはなっていない。

司法上の救済手段

民事

商標権者または専用使用権者は、民事訴訟を通じ、自己の権利を侵害した者または侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができ（法第 107 条第 1 項）、商標権者または専用使用権者は、権利を侵害した者に対してその侵害によって受けた損害の賠償を請求することができる（第 109 条）。

商標法における、不正使用に対する差止請求、損賠賠償請求の流れは以下のとおり。

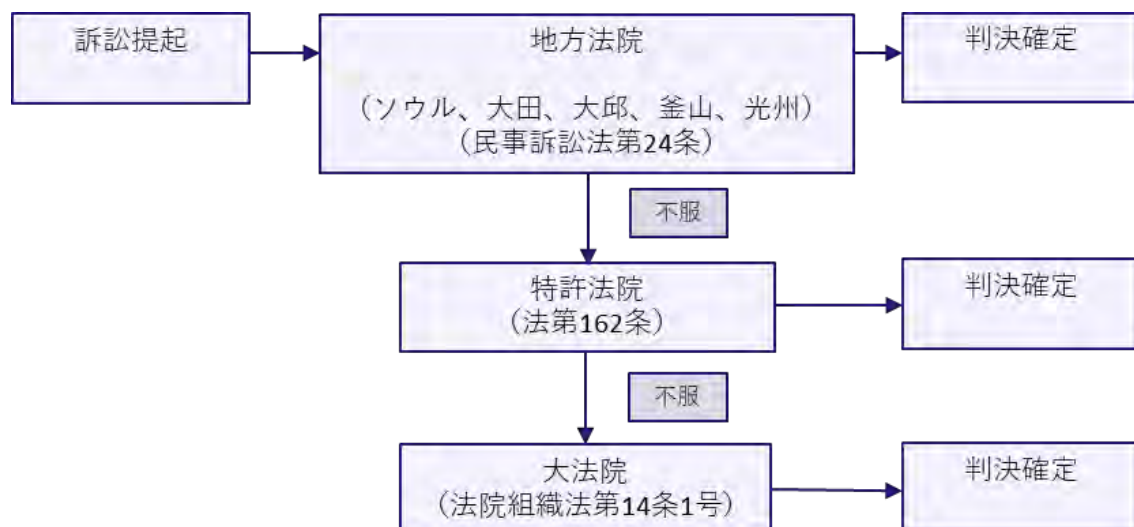


図 10 韓国の商標法における不正使用に対する差止め請求及び損害賠償請求の流れ

刑事

また、刑事訴訟によって、侵害行為は 7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処されることがある（第 230 条）。

商標法における、不正使用に対する刑事処罰の流れは以下のとおり。

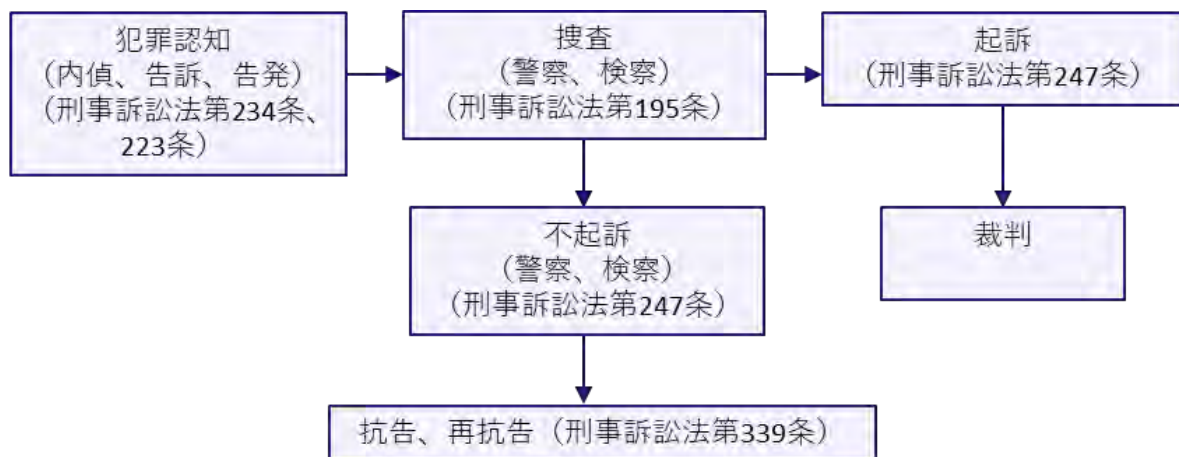


図 11 韓国の商標法における不正使用に対する刑事処罰の流れ

(2) 農水産物品質管理法

侵害行為の定義

農水産物品質管理法では、以下の 4 点が、侵害に該当する行為とみなされる（法第 36 条第 2 項）。

- ① 地理的表示権のない者が登録された地理的表示と同一または類似の表示を登録品目と同一または類似の品目の製品・包装・容器・宣伝物または関連書類に使用する行為
- ② 登録された地理的表示を偽造または模倣する行為
- ③ 登録された地理的表示を偽造または模倣する目的で交付・販売・所持する行為
- ④ その他、地理的表示の社会的評価を侵害し、登録された地理的表示品と同一または類似の品目に直接または間接的な方法で商業的に利用する行為

行政上の救済手段

農水産物品質管理法の地理的表示についての事後管理業務は、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院に委任されている。地理的表示の不正使用については、国立農産物品質管理院/国立水産物品質管理院及びその支部に、告発や苦情の申し立てを行うことができる。告発や苦情の申し立てを受けた国立農産物品質管理院/国立水産物品質管理院は、随時これを調査し、違反行為に対する是正命令や表示停止等の行政処分を行う（事後管理要領第 6 条 2 項）。また、市販品の定期調査（半期に 1 回）等、自発的な調査・摘発も実施している。

司法上の救済手段

民事

農水産物品質管理法に基づく地理的表示権者は、民事訴訟を通じて、自身の権利を侵害した者または侵害するおそれがあるものにその侵害の停止または予防を請求することができ（法第 36 条第 1 項）、また権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる（法第 37 条）。なお、損害額の推定については商標法第 110 条及び第 114 条が適用される（法第 37 条）。

刑事

また、農水産物品質管理法は、地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類への地理的表示やそれに類する表示、及び地理的表示品に地理的表示品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的で保管、若しくは陳列する行為を禁止しており、違反した場合には 3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金が課せられる（法第 119 条）。

(3) 不正競争防止法

侵害行為の定義

自由貿易協定によって保護する地理的表示を使用する正当な権原のない者は、地理的表示に示された場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一であるか、または同一であると認識される商品に限られる）に関して、以下の行為を禁止している（第 3 条の 2）。

- ① 真正な原産地表示以外の別の地理的表示を使用する行為
- ② 地理的表示を翻訳または音訳して使用する行為
- ③ 「種類」、「類型」、「様式」または「模倣品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為
- ④ 上記①～③に当たる方法で地理的表示を使用した商品を譲渡、引渡しまたはそのために展示したり、輸入、輸出する行為
- ⑤ 原産地虚偽表示行為または出所地誤認誘発行為に当たる方法で地理的表示を使用した商品を引渡し、またはそのために展示する行為。

行政上の救済手段

特許庁長、地方自治体の長等は上記の行為に対して、必要に応じて調査をすることができ（第 7 条）、当該行為の中止または廃棄等の行政指導を行うことができる（第 8 条）。また、そのために当事者や利害関係者等から意見を聴取しなければならない。（第 9 条）

司法上の救済手段

司法上の救済手段として、権利者は、法院を通じ、侵害行為の禁止や予防の請求（第 4 条）、損害賠償請求（第 5 条）等を行うことができる。

2.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

農水産物品質管理法における地理的表示登録、商標法における地理的表示団体商標/証明商標、不正競争防止法における地理的表示の保護について、取消審判や行政処分対応に係る代理人等の費用の見積りは以下のとおりとなっている。

		代理人費用(US\$) ()内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ()内ウォン
取消審判		5,000~(5,000,000~)	170 (170,000) (電子受付:150)
行政処分対応 (聴聞)		3,000~ (3,000,000~)	なし
告訴、告発		5,000~ (5,000,000~)	15 (15,000)
訴訟 (審級別)	取消審判不服	10,000~ (10,000,000~)	相手方の数及び請求原因の数 によって変動 (500~) (500,000~)
	差止め請求		
	損害賠償請求		
刑事訴訟 (被告人) (審級別)		10,000~ (10,000,000~)	15 (15,000)

2.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

韓国は同国初の自由貿易協定として 2004 年に発効した「韓国・チリ自由貿易協定」⁶⁶で初めて地理的表示産品についての相互保護に関する規定を設け (第 16 条 3 項及び 4 項)、その後 2011 年に発効した「韓国・ペルー自由貿易協定」⁶⁷でも同様の規定を設けた (第 17 条 6 項)。これらの協定では、TRIPS 協定に基づき、協定附属書に定めた地理的表示について、各々の法制度に基づいて地理的表示の相互保護を行うことを定めた。

また、先述のとおり韓国は 2011 年に発効した韓・EU FTA⁶⁸において、相手国の地理的表示について、相互に高いレベルでの保護を行うことに合意し、同協定の発効に合わせて不正競争防止法を改正した。これにより、韓国では、自由貿易協定において当事国間で保護することに合意した地理的表示について、特別な登録手続きを経ることなく双方での排他的使用を保障する制度を整えた。韓・EU FTA では、附属書において、EU 側の農産物・食品・ぶどう酒・蒸留酒 162 産品、韓国側 64 産品について、各国で保護することを確認した。

一方、2012 年に発効した韓米 FTA⁶⁹では、地理的表示を商標法上の証明商標として保護するように定め、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性が地理的特性に起因したものであるときには、地理的表示証明商標として登録されることを確認した (18 条 2 項)。

⁶⁶ 協定原文：http://www.sice.oas.org/Trade/Chi-SKorea_e/Text_e.asp#Article%2016.4

⁶⁷ 協定原文：http://www.sice.oas.org/TPD/PER_KOR/PER_KOR_Texts_e/17_KPFTA_IP.pdf

⁶⁸ 協定原文：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22011A0514(01)

⁶⁹ 協定原文：https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text

その後、韓国は 2013 年に発効した「韓国・トルコ自由貿易協定」⁷⁰（2 条 4 項）及び 2015 年に発効した「韓国・カナダ自由貿易協定」⁷¹（16 条 10 項）でも地理的表示の相互保護について合意している。

なお、これら国際協定で挙げられた地理的表示については、必ずしも各国の地理的表示制度において登録されているものではなく、交渉の結果含められたものもある。例えば、Korean Ginseng は韓国で例外的に国名称を使った地理的表示として登録されているが、Korean Kimchi は韓国では地理的表示としては登録されていない。

表 14 韓国の他国との国際協定における GI 相互保護の状況

名称	発効年	保護対象品目数	保護される地理的表示例
韓国・チリ 自由貿易協定	2004 年 4 月 1 日	韓国側 3 産品 チリ側 3 産品	【韓国】 Korean Ginseng(人蔘), Korean Kimchi(キムチ), Boseong Nockcha(緑茶) 【チリ】 Pisco(ぶどう酒・蒸留酒), Pajarete(ぶどう酒・蒸留酒), Vino Asoleado(ぶどう酒)
韓国・ペルー 自由貿易協定	2011 年 8 月 1 日	韓国側 82 産品 ペルー側 4 産品	【韓国】 Andong Po (麻布), Jindo Hongju(蒸留酒), Yeongju Sagwa(リンゴ), Icheon Hanwoo(牛肉) 【ペルー】 Pisco Perú(ぶどう酒・蒸留酒)
韓国・EU 自由貿易協定	2011 年 7 月 1 日	韓国側 64 産品 EU 側 162 産品	【韓国】 Boseong Nokcha(緑茶), Uiseong Maneul(唐辛子), Icheon Ssal(米), Jindo Hongju(蒸留酒) 【EU】 Tiroler Speck (オーストリア、火腿), České pivo (チェコ共和国、ビール), Bordeaux (フランス、ぶどう酒), Bayerisches Bier(ドイツ、ビール), Szegedi téliszalámi(ハンガリー、サラミ), Chianti(イタリア、ぶどう酒)
韓国・米国 自由貿易協定	2012 年 3 月 15 日	-	地理的表示証明商標で保護
韓国・トルコ 自由貿易協定	2013 年 5 月 1 日	韓国側 2 産品 トルコ側 2 産品	【韓国】 Goryeo Hongsam(紅蔘), Goryeo Baeksam(白蔘) 【トルコ】 Hereke carpet(カーペット), Bunyan carpet (カーペット)

⁷⁰ 協定原文：https://www.trade.gov.tr/free-trade-agreements/republic-of-korea

⁷¹ 協定原文：https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/korea-coree/fta-ale/16.aspx?lang=eng

名称	発効年	保護対象品目数	保護される地理的表示例
韓国・カナダ 自由貿易協定	2015 年 8 月 1 日	韓国側 4 産品 カナダ側 2 産品	【韓国】 Korean Redi/White/Fresh Gingsen(蔘), Icheon Rice(米) 【カナダ】 Canadian Whisky(ウイスキー), Canadian Rye Whisky(ウイスキー)

2.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況

2.5.1. 登録の状況

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録は、2019 年 12 月末現在、農産物及びその加工品が 103 件、水産物及びその加工品が 26 件、林産物及びその加工品が 56 件となっている。

商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標の登録数は、特許庁への聞き取りによれば、2018 年末で団体商標 406 件、証明商標 10 件となっている。国内からは、特に全羅南道、慶尚北道、忠清南道等で登録が多い。海外からの登録は、地理的表示団体商標が Brunello Di Montalcino、Barolo、Barbaresco、地理的表示証明商標が Scotch Whisky の合計 4 件である。

2.5.2. 紛争事例

綜合法律情報⁷²に登録されている判例データベースで、地理的表示に関連した侵害事例の案件数は、2019 年 11 月時点で 1 件のみであった。ただし、本判例は農水産物品質管理法における地理的表示違反ではなく、「農水産物の原産地表示に関する法律」（2010 年 2 月 4 日制定）に基づく原産地表示違反の事例である。

他に、現地の法律事務所等への聞き取りでその他にも下記のケースが紛争事例として挙げられた。他に、FTA に基づく海外からの地理的表示保護に係る案件についてコメントがあったが、法律事務所等が代理人となって警告状の送付等に対応した軽微なケースに留まる。

高麗人参（紅参⁷³）

江華人参協同組合は 2010 年から 2013 年にかけて、江華郡産高麗人参に、韓国の他の地域産の高麗人参を 50%以上混ぜて製造した紅参製品を「江華蜂蜜切片紅参」としてインターネット等で販売。製品パッケージには「韓国産」との原産地表示がされていたものの、インターネットのショッピングモールサイトには、「江華は海に囲まれた海洋性気候で、紅参の原料となる 6 年根の高麗人参の本場」と広告されていたため、これが消費者に原産地を混同させる恐れがある表示であるとして、検察が江華人参協同組合を

⁷² <http://glaw.scourt.go.kr/>

⁷³ 6 年間かけて栽培された 6 年根を皮ごと蒸して乾燥させた高麗人参。

起訴した。一審判決では無罪となったが、二審判決では原材料である高麗人参が全て江華で生産されたかのように混同させる恐れがあるとして、罰金 200 万ウォンの支払いが言い渡された。江華人参協同組合はこれを不服として控訴し、2014 年の最高裁判決では一審判決が支持された。最高裁判決では、農産物品質管理法上の地理的表示の例外規定として、高麗人参類については人参産業法に基づいて地理的表示の範囲を、全国を単位として一つの対象地域としていることから、高麗人参類の場合、特定の地域の地理的特性に基づいて評価や品質が変わる農産物ではないとの認識が示された。

義城黒ニンニク⁷⁴

義城黒ニンニクは地理的表示団体商標を登録済みであるが、義城黒ニンニクを利用した加工商品において A、B、C の 3 被告が不正競争行為をしたとして損害賠償を求めた案件。うち被告 A については製品自体に義城黒ニンニクとは示さず、販売サイトに義城安心黒ニンニク抽出と表示したのみで、一般消費者に混同させる行為とみることは難しいと判断して損害賠償・仮処分の申請を棄却、被告 B、C については義城黒ニンニクと製品に表示して販売していたことから、商標権の侵害を認めた。

抱川マッコリ⁷⁵

韓国での係争事件ではないが、日本で韓国籍の輸入業者が抱川マッコリの商標を取得したことが新聞報道等で問題視され、商標・ブランドの重要性が認識されたことから、2010 年に抱川地域のマッコリ製造業者 9 社が団体を形成し、地理的表示団体商標を登録した。

2.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、韓国における商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 2 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、韓国で不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用ありと回答した団体は 1 団体であった。

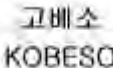
(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、日本の権利者または関連団体が商標を登録したと回答した 2 産品について、いずれも一般商標として他の輸出入業者等も類似の商標を登録している状況である。

⁷⁴ [민사] 단체표장인 '의성흑마늘'에 대하여 상표권침해를 인정한 경우와 부정경쟁행위를 부정한 경우(대구지법 2018 가단 108114) https://daegu.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=20631&gubun=44&scode_kname=&pageIndex=1&searchWord=&cbub_code=000310

⁷⁵ Yonhap News, May 23 2013, 抱川マッコリの最初の地理的商標出願 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20100523033900063>

表 15 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（韓国）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果 (2019 年 11 月 21 日現在)	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (韓国)	不正使用	地理的表示権利 者等による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通 推進協議会	商標登録有			Tajima Australian Grainfed Wagyu とし て豪州企業が 29 類で 登録 
3	神戸ビーフ	神戸肉流通 推進協議会	商標登録有			神戸牛(Kobeso) とし てオンライン販売業 者が 29 類で登録  Washimi American Style Kobe Beef とし て輸入業者が 29 類で 登録 
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉 用牛振興協 議会		事例有		

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：韓国特許技術情報センター（KIPRIS） 商標検索

<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>